恐れ入りますが、令和7年7月15日（火）までにご回答ださい

（別添）

# 育児・介護休業制度等自主点検票

令和７年４月１日及び10月１日施行の育児・介護休業法の改正事項が法の定める基準に達しているかお伺いいたします。

整理番号：　　回答日：

## Ⅰ　事業場の概要

| | | | |
|---|---|---|---|
| 名称 | | 事業場数 | 県内　所<br>県外　所 |
| 所在地 | 〒<br>TEL | フリーランスとの取引実績 | ◉有　○無　・○不明 |
| 事業内容 | | 事業開始 | 年　月　日 |
| 代表者職・氏名 | | 労働組合の有無 | ◉有　・○無 |

| 労働者数 | 男性 | | | 女性 | | | 派遣労働者 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 合計 | 正規社員 | パートタイム・有期雇用労働者 | 合計 | 正規社員 | パートタイム・有期雇用労働者 | 男性 | 女性 |
| 企業全体 | | | | | | | | |
| 当該事業場 | | | | | | | | |

| 週の所定労働時間 | | 変形労働時間制度 | |
|---|---|---|---|
| | 時間／週 | | 変形労働時間制の利用なし |

※「パートタイム労働者」とは、「１週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて、短い労働者」です。

※「有期雇用労働者」とは、「事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者」です。

※「フリーランスとの取引実績」は、これまでフリーランス（個人）に業務（仕事）を発注することがあったかについて、その有無を記載してください。

## Ⅱ　育児・介護関係の制度等の利用者の状況　（過去１年間）

１　育児休業、介護休業取得実績（人）　　＊「出生時育児休業」（産後パパ育休）

| | 本人または配偶者が出産した労働者 | 育児休業（※） | うち出生時育児休業＊ | 介護休業 |
|---|---|---|---|---|
| 男性 | | | | |
| 女性 | | | | |

※同一労働者が同じ子について育児休業又は出生時育児休業を複数回取得した場合や、保育所に入所できずに期間を延長して取得した場合等は、１人として記入してください。

２　育児休業・出生時育児休業・介護休業の取扱通知書を労働者に交付　（◉している　・○していない　）

## Ⅲ　妊娠又は出産等について申出があった場合の個別周知・意向確認、意向の聴取・配慮

本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出　（◉有　○無　）

→「有」の場合は育児休業制度の個別周知　（◉している　○していない　）

→「している」場合は周知事項　（□育児休業に関する制度　□育児休業の申出先　□育児休業給付に関すること　□育児休業期間の社会保険料の取扱い）

→「有」の場合は育児休業取得の意向確認　（◉している　・○していない　）

→「有」の場合は仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取　◉している　・○していない　）

→「している」場合は聴取事項　（□勤務時間帯（始業及び終業の時刻）　□勤務地（就業の場所）　□両立支援制度等の利用期間　□仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等））

→「している」場合は配慮の状況　（【具体的な配慮の例】・勤務時間帯、勤務地に係る配慮　・両立支援制度等の利用期間等の見直し　・業務量の調整等）

## Ⅳ　介護離職防止のための雇用環境の整備

①～④の措置のうち講じている措置の番号に○をつけ、当該措置について該当するものに○をつけてください。

□① 介護休業・介護両立支援制度等（※）に関する研修の実施

※ ⅰ 介護休暇に関する制度、ⅱ 所定外労働の制限に関する制度、ⅲ 時間外労働の制限に関する制度、
ⅳ 深夜業の制限に関する制度、ⅴ 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

【介護休業】

研修対象者　（◉全労働者　・○管理職　・○その他〔　　〕）

研修実施状況　（◉研修対象者全員に実施済み　○ 一部実施済み　○ 未実施　）

【介護両立支援制度等】

研修対象者　（◉全労働者　○ 管理職　○ その他〔　　〕）

研修実施状況　（◉研修対象者全員に実施済み　○ 一部実施済み　○ 未実施　）

□② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

相談窓口を全労働者に周知　（◉している　○ していない　）

□③ 介護休業取得事例・介護両立支援制度等の利用事例の収集・提供

事例を全労働者に周知　（◉している　○ していない　）

□④ 介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

制度と方針を全労働者に周知　（◉している　○ していない　）

→「している」場合は周知制度
- □介護休業・介護両立支援制度等の両方について制度と方針を周知している
- □介護休業のみについて制度と方針を周知している
- □介護両立支援制度等のみについて制度と方針を周知している

## Ⅴ　介護に直面した旨の申出があった場合における措置等（令和７年４月１日以降）

介護に直面した旨の申出　（◉有　○ 無　）

→「有」の場合は介護休業・介護両立支援制度等の個別周知　（◉している　○ していない　）

→「している」場合は周知事項
- □介護休業に関する制度の内容
- □介護両立支援制度等の内容
- □介護休業・介護両立支援制度等の申出先
- □介護休業給付金に関すること

→「有」の場合は介護休業取得・介護両立支援制度等利用の意向確認　（◉している　○ していない　）

## Ⅵ　介護に直面する前の早期の情報提供（令和７年４月１日以降）

令和７年４月１日～令和８年３月31日までに40歳に達する労働者　（◉いる　○ いない　）

→「いる」場合は介護休業制度等の情報提供　◉している ○ していない ○今後実施予定（時期　　））

→「している」場合は情報提供事項
- □介護休業に関する制度の内容
- □介護両立支援制度等の内容
- □介護休業・介護両立支援制度等の申出先
- □介護休業給付金に関すること

## Ⅶ　子の看護等休暇

- 対象となる子の年齢　□小学校第３学年修了まで　□小学校就学前まで　□その他（　　）
- 取得事由　□病気　□けが　□予防接種　□健康診断　□入園式　□入学式　□卒園式　□感染症に伴う学級閉鎖等　□その他（　　）
- 対象除外の労働者　□週の所定労働日数が２日以下　□継続雇用期間６か月未満　□その他（　　）　⇒　□労使協定（◉有　・○無　）
- 時間取得が困難な業務　□なし　□あり（業務内容：　　）　⇒　□労使協定（◉有　・○無　）
- 取得可能日数　□子が１人の場合年５日、２人以上の場合年10日　□その他（　　）
- 取得単位　□１日単位　□半日単位　□時間単位　□その他（　　）

## Ⅷ　介護休暇

・対象となる家族　□配偶者　□父母　□子　□配偶者の父母　□祖父母　□兄弟姉妹　□孫
□その他（　　）

・取得事由　□介護　□病院の付き添い等の世話　□介護サービスの提供を受けるための手続きの代行

・対象除外の労働者　□週の所定労働日数が２日以下　□継続雇用期間６か月未満　□その他（　　）
⇒　□労使協定（◉有　・◯無　）

・時間取得が困難な業務　□なし　□あり（業務内容：　　）　⇒　□労使協定（◉有　・◯無　）

・取得可能日数　□対象家族が１人の場合年５日、２人以上の場合年10日　□その他（　　）

・取得単位　□１日単位　□半日単位　□時間単位　□その他（　　）

## Ⅸ　育児のための所定外労働の制限（残業免除）

・対象となる子の年齢　□小学校就学前まで　□3歳に達する前まで　□その他（　　）

## Ⅹ　育児休業の取得の状況の公表

直前の事業年度（自社の会計年度）の育児休業等取得率等の公表（◉している　・◯していない　・　300人以下　）

（※自社の会計年度：　月　日～　月　日）

「している」場合は情報公表の方法（【例】「両立支援のひろば」にて公表　　）

## Ⅺ　柔軟な働き方を実現するための措置

・対象となる子の年齢　□３歳以上小学校就学前まで　□３歳に達する前まで　□その他（　　）

・講じている措置　□始業又は終業時刻の繰上げ・繰下げ（時差出勤の制度）
□フレックスタイム制　□テレワーク等（１か月間の取得可能日数：　日間）
□養育両立支援休暇（１年間の取得可能日数：　日間）
□保育施設の設置運営等　□ベビーシッターの手配及び費用負担
□短時間勤務制度（短縮後の所定労働時間：　時間）

・措置を講ずるに当たって過半数労働組合等からの意見聴取　（◉聴取した　・◯聴取していない　）

## Ⅻ　柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認、意向の聴取・配慮

令和７年１０月１日時点で
子が１歳11か月に達する日の翌々日から
２歳11か月に達する日の翌日までの労働者　（◉いる　・◯いない　）

「いる」の場合は柔軟な働き方を実現するための措置の個別周知　（◉している　・◯していない　）

「している」場合は周知事項
□柔軟な働き方を実現するための措置として選択した対象措置のうち
（□全部の措置　・□一部の措置　）　を周知している
□対象措置の申出先　□所定外労働・時間外労働・深夜業の制限制度

「いる」の場合は対象措置利用の意向確認　（◉している　・◯していない　）

「いる」の場合は仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取　（◉している　・◯していない　）

「している」場合は聴取事項
□勤務時間帯（始業及び終業の時刻）　□勤務地（就業の場所）
□両立支援制度等の利用期間
□仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）

「している」場合は配慮の状況（【具体的な配慮の例】・勤務時間帯、勤務地に係る配慮　・両立支援制度等の利用期間等の見直し　・業務量の調整等　　）

●厚生労働省ホームページに「育児・介護休業等に関する規則の規定例」を掲載しています。
☞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html
ご参照いただき、法に沿った制度等の整備・運用をお願いします。

# その他の育児・介護関係制度に関する就業規則等 自主点検票

自社の規則が法令に沿った内容になっているか、あてはまる項目にチェックしてください。

| 規則の適用年月日： | |
|---|---|

| 規定の有無 | ☑ | 項　　目 |
|---|---|---|
| 育児関係制度 | 育児休業 | ☐有期雇用労働者は採用から１年未満でも取得できる |
| | | ☐　　〃　　の場合取得できない ⇒　労使協定（◉有　•◯無　） |
| | ☐ | ☐男女とも子が１歳に達するまで、２回に分割して、申し出た期間休業できる |
| | | ☐両親とも育児休業する場合は、１歳２か月までの間の１年間で本人が申し出た期間休業できる |
| | | ☐保育所に入れない等の特別な事情がある場合、１歳６か月まで休業できる |
| | | ☐保育所に入れない等の特別な事情がある場合、２歳まで休業できる |
| | 出生時育児休業 | ☐有期雇用労働者は採用から１年未満でも取得できる |
| | | ☐　　〃　　の場合取得できない ⇒　労使協定（◉有　•◯無　） |
| | ☐ | ☐男女とも出生後８週間のうちに４週間、２回に分割して、申し出た期間休業できる |
| | | ☐申出期限が２週間前より以前となっている　⇒　労使協定（◉有　•◯無　） |
| | | ☐出生時育児休業期間中に就業ができる　⇒　労使協定（◉有　•◯無　） |
| | | ☐就業可能日等の申出は休業開始前日までとしている |
| | | ☐休業開始前までは就業可能日等の変更・撤回ができる |
| | | ☐就業日等の同意後であっても休業開始予定日の前日までに同意の全部又は一部を撤回できる |
| | 所定労働時間の短縮措置等 | ☐子が３歳に達するまで取得できる |
| | | ☐１日の所定労働時間を原則として６時間とする措置を含むものとなっている |
| | ☐ | ☐業務の性質、実施体制に照らし短時間勤務が困難な業務がある |
| | | （業務内容：　　） |
| | | 労使協定（◉有　•◯無　） |
| | | 代替措置の有無：☐フレックスタイム制度 ／ ☐始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ／ ☐託児施設の設置運営等 |
| | | ☐育児休業制度に準ずる措置 ／ ☐在宅勤務等の措置 ／ その他（　　） |
| | | ☐上記以外で子の年齢に応じて取得できる措置を講じている（努力義務）（具体的に　　） |
| | 所定外労働・時間外労働・深夜業の制限制度 | ＜所定外労働の制限制度＞ |
| | ☐ | ☐小学校就学前まで何回でも請求できる |
| | | ☐対象除外者を定めている ⇒　（具体的に　　） |
| | ☐ | ＜時間外労働の制限制度＞ |
| | | ☐法定を超える時間外労働がある部署・業務がある |
| | | ☐小学校就学前まで何回でも請求できる |
| | | ☐対象除外者を定めている ⇒　（具体的に　　） |
| | | ☐請求があった場合の法定時間外労働時間数を１月24時間、１年150時間以内に制限している |
| | ☐ | ＜深夜業の制限制度＞ |
| | | ☐午後10時から翌日午前５時までの時間帯に深夜労働がある部署・業務がある |
| | | ☐小学校就学前まで何回でも請求できる |
| | | ☐対象除外者を定めている ⇒　（具体的に　　） |

| 規定の有無 | | | 項　　目 |
|---|---|---|---|
| 育児関係制度 | 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備 | | 以下のいずれか１つ以上の措置を講じている（講じている措置の番号に○をつけてください） |
| | | | □①育児休業・出生時育児休業に関する研修の実施 |
| | | | 研修対象者　（◉全労働者　・○管理職　・○その他（　　））） |
| | | | 研修実施状況　（◉研修対象者全員に実施済み　・○一部実施済み　・○未実施）） |
| | | | □②育児休業・出生時育児休業に関する相談体制の整備 |
| | | | 相談窓口の周知　（◉全労働者　○　正規労働者のみ　○　その他（　　）） |
| | | | □③雇用する労働者の育児休業・出生時育児休業取得事例の収集・提供 |
| | | | 事例の周知　（◉全労働者　○　正規労働者のみ　○　その他（　　）） |
| | | | □④雇用する労働者へ育児休業・出生時育児休業制度と育児休業取得促進に関する方針の周知 |
| | | | 制度の周知　（◉労働者　○　正規労働者のみ　○　その他（　　）） |
| | | | 方針の周知　（◉労働者　○　正規労働者のみ　○　その他（　　）） |
| 介護関係制度 | 介護休業 | □ | □有期雇用労働者は採用から１年未満でも取得できる。 |
| | | | □　　〃　　の場合取得できない。⇒　労使協定（◉有　・○無　） |
| | | | □対象家族１人につき通算93日まで取得できる |
| | | | □93日間を３回まで分割して取得できる |
| | 所定労働時間の短縮等の措置 | □ | 以下のいずれか１つ以上の措置を講じている（講じている措置の番号に○をつけてください） |
| | | | □①所定労働時間の短縮措置 |
| | | | □②フレックスタイム制 |
| | | | □③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ（時差出勤の制度） |
| | | | □④介護サービス費用の助成その他これに準ずる制度 |
| | | | □連続する３年以上の期間で、２回以上の利用が可能　（④を除く） |
| | | | ④の場合、利用期間等について ⇒　（具体的に　　） |
| | | | □介護を必要とする期間や回数に配慮して、法を上回る措置を講じている（努力義務） |
| | 所定外労働・時間外労働・深夜業の制限制度 | □ | ＜所定外労働の制限制度＞ |
| | | | □対象家族の介護が必要な期間中は何回でも請求できる |
| | | | □対象除外者を定めている ⇒　（具体的に　　） |
| | | □ | ＜時間外労働の制限制度＞ |
| | | | □法定を超える時間外労働がある部署・業務がある |
| | | | □対象家族の介護が必要な期間中は何回でも請求できる |
| | | | □対象除外者を定めている ⇒　（具体的に　　） |
| | | | □請求があった場合の法定時間外労働時間数を１月24時間、１年150時間以内に制限している |
| | | □ | ＜深夜業の制限制度＞ |
| | | | □午後10時から翌日午前５時までの時間帯に深夜労働がある部署・業務がある |
| | | | □対象家族の介護が必要な期間中は何回でも請求できる |
| | | | □対象除外者を定めている ⇒　（具体的に　　） |

法委任規定の有無　※規則に定めがないことは育児・介護休業法その他法令の定めるところによる旨の規定。（◉有　・○無　）



提出